

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和7年12月16日(火) 午前10時10分開議
議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想について

2 請願・陳情

陳情第 23号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る
意見書採択を求めることについて

○出席委員 7名

文教福祉委員会	加藤 恭子	委員長
	安 のり子	副委員長
	鵜澤 恵一	委員
	安 次男	委員
	大内 聖仁	委員
	大谷 隆	委員
	三瓶 武	委員

○欠席委員 1名 清水 立雄 委員

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

企画部	井上 亨	企画部参事
	作山 拓也	企画調整課主幹
保健福祉部	鈴木 秀文	保健福祉部長兼福祉事務所長
	三村 真理子	国保年金課長
	佐藤 弘子	介護保険課長補佐
	新原 明子	介護保険課係長
	西野 貴弘	保健福祉部参事兼健康推進課長
	佐藤 由季	健康推進課技佐

	桐原隆史	地域福祉課長
	橘和典	生活支援課長
	横田和浩	障害福祉課長
	望月奈々	高齢福祉課長
	石川香理	高齢福祉課技佐兼在宅医療・介護連携推進室長
	野澤真由美	高齢福祉課係長
子ども部	藤咲裕之	子ども部長兼福祉事務所長
	永井晶子	子ども政策課長
	寺山幸宏	子ども未来課長補佐兼係長
	出澤慶蔵	幼児保育課長
	金子敬志	幼児保育課長補佐
教育委員会事務局	箱崎勝子	教育部長
	檜山知之	教育委員会事務局参事
	田口清幸	総務課長
	菊池徳	総務課長補佐
	益子太	総務課長補佐兼係長
	鈴木正幸	総務課文化財室長
	笹沼義孝	学校管理課長
	江幡敦	学校管理課長補佐兼施設係長
	安孝治	学校管理課技佐
	石川敦之	学校管理課学務係長
	金澤幸浩	保健給食課長
	田村寿俊	教育委員会事務局参事兼指導課長
	國府田庄一	指導課長補佐兼教育研究所長
	加藤理	指導課長補佐
	黒澤友博	指導課指導主事
	杉山賢祐	指導課指導主事
	住谷太一	青少年課長
	菊池高宏	青少年課長補佐兼係長
	近藤貴史	中央図書館長

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	参事兼次長
	石川浩之	係長

文 教 福 祉 委 員 会

令和7年12月16日（火）

※開会に先立ち、各部長等から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時10分 開会

○加藤委員長 これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件、陳情1件、以上2件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思います。また、執行部から4件の所管事項の説明の申し出がありますので、陳情審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは最初に、議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面に戻っていただき、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第4回12月定例会、議案、議案第91号の順にフォルダをお開きください。また、議案に係る参考資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明をお願いします。なお、説明は着座のままで結構です。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 それでは、着座のままで失礼いたします。

議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想につきましてご説明申し上げます。

ご説明の前に、参考資料として12月3日にご提出いたしました施策の大綱、施策の基本方針につきましては、内容自体に変更はございませんが、各常任委員会ごとの色分けを一部修正し、資料を差し替えご提出いたしましたこととお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

総合計画に関する全体の構成と皆様へのご説明及び質疑応答のスケジュールが複雑で分かりにくいところがありましたので、12月11日ご提出させていただきました資料につきまして、本日改めて紙でお配りさせていただきました。

お手元の資料のうちA4縦型の資料、第4次総合計画目次(案)をご覧願います。こちらの資料になります。第4次総合計画の構成といたしまして、上段の赤い部分が基本構想で、今回の議案に関する部分でございます。黄色い部分が前期基本計画で具体的な取組等を記載する部分でございます。水色の部分は、前期基本計画の一部で参考資料として提出した部分でございます。

次に、A4横長の資料、第4次総合計画策定スケジュールをご覧願います。こちらの資料でございます。基本構想の欄にありますように、基本構想につきましては、6月と8月の全員協議会においてご説明及び質疑応答のお時間をいただき、議員の皆様からご意見をいただき、修正するとともに、先般パブリックコメントを実施し、12月議会に上程させていただきました。一方、前期基本計画案につきましては、前期基本計画の欄にありますように、来年1月に所管

事務調査の時間をいただき、ご説明及び質疑応答を実施させていただき予定でございますが、基本構想のご審議の一助となりますよう、参考資料として施策の大綱、施策の基本方針をご提出しご説明をさせていただきます。大変恐れ入りますが、何とぞよろしくお願いいたします。

最初に、ひたちなか市第4次総合計画基本構想につきましてご説明申し上げます。

議案書、第91号、ひたちなか市第4次総合計画基本構想について別冊をお開きいただき、2ページをご覧ください。本市では、市の誕生以来3次にわたる総合計画を策定し、市政を推進してまいりました。第4次総合計画基本構想につきましては、現在の第3次総合計画が本年度で期間満了となるため、新たなまちづくりの指針として策定しようとするものでございます。

2ページの中段以降に記載してありますとおり、本市におきましても全国的な傾向と同様に、今後、総人口及び生産年齢人口が本格的な減少局面を迎えることが見込まれるほか、社会の変化に伴い、市民ニーズや地域課題が一層多様化、複雑化していくことが予想されております。こうした状況に対応するため、市では、市民との協働のまちづくりを一層推進していくことで課題への対応力を高め、持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えております。そのため、第4次総合計画の策定に当たりましては、初期段階から様々な市民参画の機会を設けながら策定を進めてまいりました。

3ページをご覧ください。第4次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しております。基本構想につきましては、将来都市像やこれを実現するためのまちづくりの基本的な考え方、土地利用の考え方を定めるものです。期間は少子高齢化や人口減少、デジタル技術の発展など、社会の急速な変化に柔軟に対応するため8年間としております。基本計画につきましては、基本構想を実現するために取り組む施策の体系を定めるものとし、前期と後期の2つに区分し、期間はそれぞれ4年間としております。実施計画につきましては、基本計画に定める各種施策を実施するための具体的な事業計画を定めるものであります。

3ページ下段から19ページにつきましては、計画策定の背景として、時代の潮流、市の概況、市民意識について整理し、記載しております。

20ページから24ページにつきましては、将来都市像の策定に当たって、新たな試みとして実施いたしました「ひたちなか未来デザイン会議」での対話を中心に、市民の皆様とともに歩んでまいりました策定のプロセスについて記載しております。

26ページをご覧ください。1、将来都市像につきましては、市民と取り組んだプロセスを踏まえ、市民が思い描く「理想の暮らしの姿」と、行政が政策的な観点から構想した「目指すまちの姿」を掛け合わせることで、理想と実現可能性、持続性のバランスが取れた将来都市像とすることを目指し、『暮らしをデザインできる、職住育共創のまち』と決めました。

次に、2、まちづくりの基本的な考え方として、将来都市像の実現に向けて、変化の激しい時代においても着実にまちづくりを推進していくために、これからのまちづくり全般に通底する考え方を基本構想に位置づけました。具体的には、「価値をつなぐまちづくり」「未来につづくまちづくり」「変化をのりこなすまちづくり」「ともにつくるまちづくり」という4つであり、26ページ下段から28ページ下段にかけての記載のとおりとなっております。

さらに、28ページ下段から29ページにかけて、土地利用の考え方を定め、将来都市像に即した均衡ある都市の形成を図るため、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図り、都市的、農業的、自然的な土地利用が調和するよう取り組んでいくこととしております。

この構想につきましては、企画部において6月と8月に皆様にご説明を申し上げ、その際にいただいたご意見を踏まえ所要の修正を行ったものとなっております。

ひたちなか市第4次総合計画基本構想のご説明は以上となります。

続きまして、参考資料としてご提出いたしました前期基本計画案の抜粋であります施策の大綱、施策の基本方針につきましてご説明申し上げます。

差し替え後、議案第91号参考資料、施策の大綱、施策の基本方針をお開きいただき、1ページをご覧ください。施策の大綱につきましては、将来都市像の実現に向けて取り組む施策を体系的に整理したもので、現在の計画と同じく、ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例に定められた6つの分野ごとに整理しております。このため大綱が6つであることに変わりはございませんが、名称につきましては親しみやすくなるよう変更しております。

枠囲みの中には6つの大綱ごとに総括的な内容及び施策の名称を記載しております。施策の名称につきましては、現計画より変更した施策が4つございますのでご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。1つ目は、V-3、公共施設マネジメントです。現計画の施設等の活用から名称変更いたしました。2つ目は、VI-3、つながりと交流の促進です。現計画のVI-3、絆の構築とVI-4、交流の促進の一部を統合し再編いたしました。3つ目は、VI-4多文化共生です。現計画の交流の促進の一部を継承しつつ新設いたしました。4つ目は、VI-7、持続可能な行財政運営です。現計画の効率的な行財政運営から名称変更いたしました。

ここからは、施策の基本方針につきまして、施策を所管する担当部長よりご説明申し上げます。

まず、最初に保健福祉部より説明いたします。

初めに、3ページ一番下、I-4、危機管理のうち、1行目の幅広い地域に大きな被害が及ぶ感染症という文言が出てまいります。感染症につきましては、保健福祉部所管でございます。感染症が発生した場合には、被害を最小限に食い止め、適切かつ速やかに対応できる体制づくりに努めてまいります。

次に、7ページをご覧ください。III「みんなで育む健康と福祉」でございます。本格的な高齢化社会を迎え、ライフスタイルの多様化により、健康や福祉をめぐるニーズが複雑化していることから、市民ニーズに沿った施策の展開が望まれるところであります。健康寿命を伸ばし、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう健康づくりや医療、疾病予防についてIII-1、2のところ述べております。人生100年時代を迎えた今、長く健康であることが重要であると考えます。そのため、市民の皆様が日々の暮らしの中で健康づくりに取り組む機運を高め、地域・医療・介護関係者と一体になって必要な人に適切なサービスを届けるなど、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指してまいります。

続いて、III-3、4、5では、高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らして

いくために、きめ細かな福祉施策を展開するとともに地域共生社会を目指すことを述べております。

8ページをご覧ください。Ⅲ－6，社会保障といたしまして、国民健康保険，後期高齢者医療制度及び介護保険事業において医療給付や介護サービス給付等の適正化に努め，円滑な運営を推進することを述べております。

最後になりますが，15ページをご覧ください。中ほどになります。Ⅵ－3，つながりと交流の促進ですが，市民一人一人が地域社会の一員として互いに支え合い，助け合う地域づくりを推進します。地域のつながりを深めるため，地域の課題解決や見守り，支え合いの体制づくりを強化していくことについて述べております。

保健福祉部の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長 藤咲子ども部長。

○藤咲子ども部長 子ども部所管の内容につきましては，本日ご審議をいただきます基本構想でまいりますと，2，まちづくりの基本的な考え方，先ほどの4つです。「価値をつなぐまちづくり」から始まりまして，「未来につづくまちづくり」「変化をのりこなすまちづくり」「ともにつくるまちづくり」，子どものイメージでまいりますと，これらの全てに子どもが関わってくるような感じをしております。

分かりやすく，参考資料，施策の大綱，施策の基本方針でまいりますと，9ページでございます。Ⅳ「ともに育ち，広がる学び」のところでございます。1から3までです。ちょっと読みます。Ⅳ－1，地域の子育て支援。子育て中の親子が集い，交流を図ることのできる場の拡充など，子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに，子育てサロンなど地域の子育てへの取組を支援します。

Ⅳ－2，母子保健です。妊婦のための支援給付や子どもや妊産婦の医療費などに対する助成を行うとともに，健康診査や育児相談を実施するなど，母子が健やかに成長するために必要な支援を行います。

Ⅳ－3，幼少期の保育・教育です。保育サービスについては，障害児保育，延長保育，一時預かり保育，病児・病後児保育のほか，新たにこども誰でも通園制度を加えるなど充実を図りますという内容でございます。

子ども部所管の部分につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○加藤委員長 箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 続きまして，教育委員会所管部分の概要をご説明いたします。

まず初めに，資料の訂正についてご説明させていただきます。3ページをご覧くださいまして，Ⅰ－2，防災基盤の整備の3行目から4行目の青字にかけて記載しております学校施設の耐震化につきましては，全て完了しておりますので削除させていただきたいと思っております。確認不足で申し訳ございませんでした。

資料の9ページをご覧くださいまして，基本構想の策定の背景にもありましたように，少子化の進行やデジタル技術の発展などにより教育環境も大きく変化しております。この

ような中、教育に係る施策の基本方針といたしましては、ここの参考資料の9ページ、まずIV-3、幼少期の保育・教育のうち幼児教育につきましては、小学校への円滑な移行や学童クラブの充実を図るとしております。

次のIV-4、学校教育につきましては、小中義務教育学校においては、社会に貢献できる市民の育成を目的とし、児童生徒が基礎的な力を身につけながら課題解決能力や自治的能力等を育てていくことを支援するとしております。不登校やいじめにつきましては、未然防止のため、教職員が児童生徒と向き合うことに重点を置き支援の充実を努めてまいります。また、小中学校の適正規模化につきましては、地域の声を十分に聞きながら進めてまいります。

続きまして、10ページになります。IV-6、青少年育成では、青少年団体の活動支援や子どもたちが地域において、スポーツ、文化、芸術活動に親しむ機会の確保に努めるとしております。その下、IV-7、生涯学習のうち中央図書館につきましては、機能の充実を図り、まちの魅力や情報、新たな本に出会える図書館を目指し整備を進めてまいります。

最後に、11ページ、IV-9、芸術・文化では、十五郎穴横穴群、虎塚古墳など貴重な歴史的資源を保護、活用し、魅力を発信してまいります。

以上、教育に係る施策の基本方針の概要についてご説明させていただきました。これまでの取組に加え、ただいま申し上げました基本方針に沿った各施策を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

なお、質疑に当たっては、冒頭、何ページのどこの項目か言うように、委員会運営にご協力をお願いいたします。

最初に、基本構想について質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 基本構想の3ページ、第4次総合計画の構成と期間というところで、この構成についてちょっとお伺いしたいんですけども、ここには基本構想と基本計画と実施計画ということで構成するということになっております。そこで、前にももしかしたら説明があったのかもしれませんが、ちょっと改めてお伺いします。

先ほど説明いただいた施策の大綱、施策の基本方針を説明いただきました。第3次総合計画のときには、この今日説明いただいたこの大綱と基本方針も含んだ形で基本構想になっていたわけですね。今回は、この基本構想から、この先ほど説明いただいた大綱と基本方針が分かれた形になっていますが、それでもこの構想、先ほど言った基本構想、基本計画、実施計画にはこれが入ってこないということは、先ほど説明いただいた施策の大綱、施策の基本方針というのはどういう位置づけで、どういう意味になるのか、その辺をちょっと説明いただきたいと思っております。

○加藤委員長 作山企画調整課主幹。

○作山企画調整課主幹 委員のご質問にお答えいたします。今回、施策の大綱及び施策の基本方針につきましては、委員がおっしゃっていただいたように第3次総合計画では基本構想に位

置づけをしておりました。今回、施策の大綱及び施策の基本方針につきましては基本計画に移行することを想定したものとなっております。こちら、基本計画に移行するに当たりましては、現在、総合計画の社会変化への柔軟性を高めまして、計画の実現性を高めるために移行するというふうに考えております。これまでどおり、施策の大綱及び施策の基本方針につきましては、今後は4年ごとの前期・後期基本計画で整理いたしまして、行政運営に柔軟性を持たせる形とさせていただきたいと考えております。ただし、基本計画についても議会の皆様との対話を重視させていただきまして、ご意見をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 そうしますと、年明けに今度は前期基本計画が示されると思うんですけども、その中にこの大綱、方針も組み込まれた形で提案されるということですか、改めて。

○加藤委員長 作山企画調整課主幹。

○作山企画調整課主幹 委員のおっしゃっていただいたとおり、そのような形でお示しをさせていただく予定です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 基本構想で、所管の皆さんいて、聞くのも本当に申し訳ないと思うんですが、21ページのところでですね、基本構想の21ページ。今回この第4次総合計画を策定するに当たって、本当に多くの市民の声というか、関係者の声を聞いてつくられたなということで認識をしております、この中段にも市民参画の取組ということで、キックオフイベントとか、今回は「未来デザイン会議」というものをやられました。この「未来デザイン会議」をやられて、この基本構想を策定したわけでありまして、今まで第3次総合計画まではこれはやられていなくて、新たな取組としてこの「未来デザイン会議」を何回もやってこられた中で、その感想といいますか、よかった点みたいところを説明していただければと思います。

○加藤委員長 作山企画調整課主幹。

○作山企画調整課主幹 はい、ありがとうございます。今回ご指摘いただいたとおり、キックオフイベントから始まりまして、全10回「未来デザイン会議」というものを実施してまいりました。それぞれ参加者といたしまして、キックオフイベントでは約100名を超える方にご参加いただきまして、その後、「未来デザイン会議」につきましても、全5回で98名、その後実施しました「nextステージ」でも56名、最後の多分野連携セッションと、こちらはいろんな業界団体の方に参加いただいたものですが、こちら38名と、計300名近い方にご参加をいただきながらいろんなご意見をいただいております。

こちらをやってきた成果としましては、本当に様々なご意見をいただくことができまして、それを私たちのほうで、今回グラフィックレコーディングという形で、イラストとして議事録を作成させていただいております。こちらの議事録、いろんな意見が見えて、またイラストとして一目でどんなものが、意見が出ているかというのが分かりやすいということで、市民の方ですとか、総合企画審議会の委員さん等からも評価をいただいております。

私たちの実感といたしまして、今回「未来デザイン会議」を実施してきた中で、市でやってきた様々な取組がございますけれども、市民の方にお話を聞くと、意外と浸透していないのかなと感じる部分もございます。今後、第4次総合計画でも検討しておりますが、市民の方にお伝えするというのが非常に難しく、また大事だなというところは実感としては感じているところでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ありがとうございます。私は第3次総合計画を策定するときにもたまたま議員でいたもので、かなり違った取組をして策定してこられたなというふうに感じております。市民の声をまた大事に、今回基本構想ですけれども、この後基本計画をつくるに当たって、また同じように市民の声を大事に、今までと違った視点、目線で策定を続けていただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、参考資料、施策の大綱、施策の基本方針について質疑を行います。

最初に、参考資料の3ページから4ページ、大綱Ⅰ「いつもの安心、もしもの備え」の文教福祉委員会所管の青文字の部分について、質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 文教福祉委員会のところだと分からないので、どこの何ページのどこかと言ってもらえるとありがたいです。

○加藤委員長 3ページから4ページ。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、7ページから8ページ、大綱Ⅲ「みんなで育む健康と福祉」の青文字の部分について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、参考資料、9ページから11ページ、大綱Ⅳ「ともに育ち、広がる学び」の青文字の部分について、質疑ありませんか。安のり子委員。

○安（の）委員 9ページのⅣ-2、母子保健というところなんですけれども、これはきっと母子保健法に基づいてこの名が出たのかなというふうには思うんですが、今、多様な家庭がいっぱいありますので、できればお母さんだけのものではなくて、お父さん、父子家庭というものもありますし、いろいろな形がありますので、できれば母子保健という名称よりは、親と子の保健というようなちょっと大きなテーマにするほうがいいのかというふうに思いますが、こ

ういった母子保健というところで、この名称にした理由を教えてください。

○加藤委員長 寺山子ども未来課長補佐兼係長。

○寺山子ども未来課長補佐兼係長 答えいたします。母子保健事業、いわゆるヘルスケアセンター等で行っております3歳児健診とかそういった健康審査のほか、子ども未来課の保健師が中心となって行っております育児相談であったり、養育支援であったり、そういったところを念頭につけて、やはり委員おっしゃるとおり母子保健法の流れの中で母子保健というものを記載してございます。

中身につきましては、当然お母様だけではなくて、お父様についての支援、例えば育児ノイローゼなどについても、今、お母様だけではなくて、お父様についての育児ノイローゼのほうの聞き取りなども行っておりますし、当然中身としては母親に限らず父親についても行っております。そういったことで、必ずしも母子だけということではないというところでまずご理解いただきたいと思っておりますし、名称につきましては、委員のご指摘を受けまして、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。私も、母子保健法から基づいているものであるもので名称が母子保健という形になったと思うんですが、もし母子保健のところの名称がこのままであっても、内容の中にやっぱり父親向けのそういう相談があるとか、そういった具体的なものも入れてさしあげると、お父さんも、今とても一生懸命育児をしている方がいらっしゃると思うので、そういう点で入れていただけたらなというふうに思います。

以上です。要望です。お願いします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 9ページのIV-1、地域の子育て支援のところなんですけど、後半の段落のところ、子育てサロンなどの地域の子育て支援への取組を支援しますとあるんですけど、子育てサロンというところが、私も視察に行ったこともあるんですけど、コロナ禍以降でなくなってしまった、やめてしまったサロンがあったりとか、またこれから新しく始めたいという方がいらっしゃるというのも市内で聞いてはいらっしゃるんですけど、実際のところ、過去になくなってしまったところもある上で、どれくらいの需要があるのか。子どもたちを預けるところとか、そういったところだと分かりやすいんですけど、こういう子育てサロンという、ご両親向けの、子育て世帯を助けるためのサロンという、どれくらい需要があって必要なのかというのと、実際の取組に対する支援というのはどういったことを行っているのか教えてください。

○加藤委員長 永井子ども政策課長。

○永井子ども政策課長 今、子育てサロンについてのご質問なんですけれども、現在市内には13か所の子育てサロンのほうが地域の方によって開設されております。月1回から隔週、また毎週という、それぞれの特性を生かしながら開催しているんですけども、親子で集える場所としては、自分の身近なところで行けるところという形で皆さんご理解をいただいております。

ります。

また、子育てサロンのほかに、市内には15か所の支援センターというものがございます。こちらのほうは、保育所、保育園に開設されているものと、あとはNPO法人などに開設されているものとございまして、こちらにも相談事業のほうは行っております。どちらにおきましても、親子、また保護者の方から気軽に相談できる、親子で楽しむことができ、まして同じ環境の方と情報交換ができるような場所としてできておりますので、そのような形で開設しております。

○加藤委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 はい、ありがとうございます。そんなにあるんですね。そこまでであると私も知らなかったもので、分かりました。ぜひこういったところも、子育て世帯で悩んでいる方がいらっしゃるのも現実なので、運営できるように、金銭面でのところが一番大きいとは思いますが、支援して、子育てがしやすい環境づくりにさらに前進していただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 9ページの学校教育についてです。これを読ませていただきますと、ハード面に触れていないですね。耐震化は先ほど終わったと言われましたけども、適正規模・適正配置という見方では公共施設マネジメントというところでやっているの、そういったハード面はいいと思うんですけども、公共施設のほうでやれば。ただ、トイレのドライ化とか、あとは防犯とかという意味では、ちょっとこっちのほうで、ハード面で触れておく必要もあるんじゃないかなというふうに私は思ったんですけども、その辺の考えをちょっとお伺いします。

○加藤委員長 笹沼学校管理課長。

○笹沼学校管理課長 委員おっしゃるとおり、こちらの中にはハード面の話は入ってはいないんですけども、基本計画の中には出てくることにはなっているんですけども、一応ここに文言を入れるかどうかにつきましては検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ぜひ検討、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鶴澤委員。

○鶴澤委員 同じく9ページの学校教育のところなんですけども、読ませていただいたんですけど、内容的に教職員に対する何か文言というのは特にないのでしょうか。

○加藤委員長 田村教育委員会事務局参事兼指導課長。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 こちらのほうにおきましては、教職員のほうについては今述べることは入ってはおりません。同じく教職員研修という形で基本計画のほうで述べていきたいなというふうには考えているところです。

以上です。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。安 次男委員。

○安（次）委員 同じく9ページの幼少期の保育・教育，この中に保護者の就労を支援するため学童クラブの充実を図るとなっておりますが，ちょっと要望になってしまいますが，就労を支援するのであれば，学童保育の時間の延長，もしくは，ちょっと聞いたんですけど，望む方が全員入れないというような現状があると思うんですね。ですから，入るに当たってもう少し規制を緩和するような手段を取っていただければありがたいと思っております。

以上です。

○加藤委員長 要望でよろしいですか。

○安（次）委員 はい。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 同じく9ページなんですけれども，ここに特別な配慮を要する幼児については，関係機関との連携強化をし，小学校への移行を視野に個々の特性に応じた支援を行っていきますということなんですけれども，これは方向性としてはインクルーシブな教育を進めるというような方向性につながっていくということで捉えてよろしいでしょうか。

○加藤委員長 田村参事。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 こちらにつきましては，インクルーシブ教育というものも視野には入っているところなんですけれども，主に特別な支援を要するということで，特別支援学級等に係るという，そちらの配慮ということを含み置きされているということで，この個々の特性に応じた支援を行うということになってございます。

以上です。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安（の）委員 9ページのIV-3，幼少期の保育と教育のところなんですけど，ここの幼児教育については，幼稚園において幼児教育相談をというふうに書いてあるんですけど，ここにはなぜ幼稚園だけを特化し，保育園を入れていないのかの説明をお願いします。

○加藤委員長 藤咲子ども部長。

○藤咲子ども部長 申し訳ございません。ここは縦割りの悪いところございまして，幼児教育が教育委員会，そして保育のほうは子ども部というところございまして，その調書を別々に作っている部分がございますので，そのところで，お気になるようなこういった説明になっている部分はございます。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。文の中には，障害児保育，延長保育，一時預かり保育というふうには保育園でされていることが書いてあるのに，なぜ幼稚園だけが特化されているのかなというところで疑問を持ちました。ここは保育園を入れるということは考えてはいらっしやらないでしょうか。やっぱり部署が違うからあれですか，管轄が違うから考えていないでしょうか。

○加藤委員長 田村参事。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 実際のところとしましては、保幼小連携という形で相互連携をして指導のほうをしておりますので、こちらのほうは、今後ちょっと文面については検討させていただきたいというふうに思います。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。実は、市民として見たところ、やはりここ、幼稚園だけだと、保育園に行っている親御さんのほうが率としては高いものですから、何となく省かれている感じというか、そういうことを受けるなというふうに感じておりますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

続いてもう一つ質問してよろしいでしょうか。同じところなんですけれども、これもまた、公立幼稚園の役割や在り方について検討するという、ここもなぜ公立だけに特化しているのかの説明をお願いします。

○加藤委員長 箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 市の施策といたしまして、所管しているのが公立幼稚園という観点から公立幼稚園という形で記載はしておりますが、当然幼稚園全体は視野に入れるべきだと考えております。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。幼保一体化というところでもありますが、市民の方にはそれは伝わらないと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鵜澤委員。

○鵜澤委員 10ページのIV-6の青少年育成のところ、子ども会育成連合会とかも出ていますけど、実際地域では子ども会とかはもうほぼ壊滅状態だと思うんですけど、そういうところに活動支援するということはちょっとイメージが湧かないんですけども、実際には壊滅状態にある子ども会とかというのは、支援するのは分かるんですけども、そこを代わるものとか、あとはそういう状態を踏まえてどういうお考えなのかお聞かせください。

○加藤委員長 住谷青少年課長。

○住谷青少年課長 子ども会の関係ですけれども、委員のご指摘のとおり、物すごい勢いで減ってきているという現状はございます。とはいいいながらも、まだ存続している子ども会もございますし、そこで活動している方もいらっしゃいます。そういった中で、いろんな時代の流れの中でそういったものが減ってきているというところがあるんですけども、じゃあ、それに代わるものが、決定的なものがあるかという、なかなかちょっと難しいところがありまして、そういった中で、今あるものを今までどおり継続して支援していくというような視点でございますし、また、それに代わるようなものが出てくれば、今後の検討の中でそういったところへの支援というのも考えていくというようなことではあります。

以上です。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 ありがとうございます。私も子ども会については過去に結構関わっていたんですね。それで、地元は今ではなくなってしまうと非常に寂しい思いをしているんですけども、青少年の時代、子どものときにこういうことをやっている、地域との関わり合いが、大人になっても自分の生まれた土地に対する愛着みたいなものが生まれていくと思うんですよ。あとは、それがずっと続いていくという流れになると思いますので、子ども会が今そういう状態になっているのは非常に寂しい限りではありますけれども、それに代わるものとして、市がもうちょっと積極的に関わるような姿勢をぜひ持っていただきたいと思っています。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安 (の) 委員 10ページのIV-6、青少年育成の部分なんですけれども、こちらの大綱、施策の大綱のほうの、「ともに育ち、広がる学び」の中に、自己の成長を実感できる地域社会の実現を目指すということが狙いとして打ち出しているわけなので、もう少し地域のボランティア活動とか地域貢献的な、そういった活動を含めるのはどうかというふうに感じるんですが、そういったところではいかがでしょうか。

○加藤委員長 住谷青少年課長。

○住谷青少年課長 おっしゃるとおり、いろんな形での関わりというのが、学校以外の部分で必要だというふうには認識しております。そういった中で、今、学校にコミュニティスクールができて、地域のほうでは地域学校協働活動という形のをこれから進めていくというような話もありますので、そういった施策を進めながら、そういった中で、そういったボランティア活動とかそういったものも入っていくようなイメージで進めたいと考えております。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安 (の) 委員 ありがとうございます。引き続き、もう一つ同じところで質問してもよろしいでしょうか。今、青少年の中ではかなり問題を深刻化するという、いろんな闇バイトとか、あと薬物とか、いろいろな問題が結構ありまして、そういったことの問題を深刻化する前の早期支援的な文言も入れていただくと、親御さんとしては安心するのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○加藤委員長 住谷青少年課長。

○住谷青少年課長 今、青少年の問題という部分で、私どものほうで青少年相談という形で地域に相談員の方を配置していただいて、地域の見守り等、巡回等させていただいているところなんですけれども、そういった場面でもそういった議論はちょっと話題として出ております。そういった現状も踏まえまして、ちょっとその辺は検討していきたいと思っております。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、参考資料、15ページから16ページ、大綱VI「つながりが広がる地域社会」の青文

字の部分について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想についての討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時7分 再開

○加藤委員長 委員会を再開します。

次に、陳情の審査を行います。

今回新たに付託されました、陳情第23号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについてを議題とします。

Side Booksのホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和7年度、令和7年12月16日、配付資料の順にフォルダをお開きいただき、陳情第23号をお開きください。

事務局職員より朗読を願います。石川係長。

(事務局朗読)

○加藤委員長 何かご意見等がありましたら発言を願います。三瓶委員。

○三瓶委員 まずちょっと執行部のほうに質問をさせていただきたいと思います。この陳情趣旨の冒頭のところで、子どもの貧困とか不登校とか、教職員の長時間労働という解決すべき課題が山積しているというところで、本市の状況については、先日の本会議一般質問の中で、教職員の勤務時間外在校時間については、市内44市町村のうち38番目に多いという状況も伺いましたし、不登校の児童の人数についても、442人、過去最多になっているという状況は答弁で聞いて、おおむね理解をいたしたところではありますが、ここの趣旨の中の3行目の後半のところから、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増が改善が必要であるということがありますけれども、この加配教員のところ、少数職種のところの本市の状況について説明をよろしく願います。

○加藤委員長 檜山教育委員会事務局参事。

○檜山教育委員会事務局参事 今のご質問にお答えいたします。まず、今年度、茨城県の県費負担教職員で加配教員が本市にどのぐらい配置されているかという状況につきましては、小学校、中学校、義務教育学校を含めて、合わせて81人加配教員が配置されています。81人のうち、今年度当初から未配置となっている加配は1人で、食の指導の加配という栄養教諭さんの加配が1つあるんですけども、候補者が見つからずに現在も未補充となっています。そのほか80名については各校に配置できている状況です。

以上です。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今の加配教員のところはお伺いしましたけども、少数職種というところについては、これはどういうことになるのでしょうか。

○加藤委員長 檜山参事。

○檜山教育委員会事務局参事 少数職種という捉え方なんですけども、今申し上げた栄養教諭さんとか、養護教諭さんとか事務職員、ここが少数に該当するかなと思います。栄養教諭さんについては、先ほど申しましたが1名未配置です。養護教諭につきましては、本市では5人加配をもらってまして、5校が2名体制の養護教諭となっている現状があります。そのうち、5人のうち3名については、学校の要望に応じて配置される、専門的な言い方になっちゃいますけど、心身の健康の対応という加配教員が3名、これは小学校に2校、中学校に1校です。それ以外に、学校の学級数に応じて県のほうから配置される加配が2校ありまして、それは小学校1校、中学校1校、合計5校になっています。また、事務職員につきましては、各校の学級数に応じて、基本的に1名配置なんですけども、2名配置となる学校が幾つかありますので、そういう形で配置をしているところです。また、その学級数が2名配置の基準に満たない学校からは加配要望が出まして、それを県が認めてくださったので、さらに1校追加で事務職員が中学校に配置されている現状があります。

以上です。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ありがとうございます。先ほども申し上げましたけども、本市においても、この不登校の現状とか教職員の長時間労働の現状、今、加配のところでも100%を満たしていないということも含めると、やはり今回のこの陳情、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択という陳情については、本議会においても採択すべきだというふうに思っていますので、その意見を添えて質問を終わらせていただきます。

○加藤委員長 ただいま三瓶委員より採択すべきとの意見がございましたが、ほかにご意見等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 それでは、ただいまの陳情について、賛成、採択の立場で討論をさせていただきます。

陳情にもあるように、学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しているということでもあります。その中で、本市においても教職員の方の勤務時間外在校時間が、県内で44市町村のうち38番目という現状、不登校においても442人、過去最多になっているという中においては、教職員の環境改善と制度改善を行うことは子どもたちの教育に直結するものなので、本市においてもこの陳情を採択し、国に意見を提出すべきだというふうに考えます。

以上です。

○加藤委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとするに決定しました。

ただいま採択すべきものとされました陳情第23号について、陳情書に添付されている意見書案を参考にしまして、委員会として議案の提出をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、この意見書案を基に委員会として議案の提出をしたいと思えます。

議案の提出者は、文教福祉委員会委員長の加藤恭子です。

以上で陳情の審査を終了します。

次に、所管事項説明に入ります。

執行部から4件説明の申し出があります。

最初に、令和8年度短期集中通所型サービスの改善について説明を受けたいと思います。

配付資料のフォルダに戻っていただき、令和8年度短期集中通所型サービスの改善についてをお開きください。

執行部から説明を願います。なお、説明は着座のままで結構です。鈴木保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長 着座で失礼いたします。本日はお時間をいただきまして誠にありがとうございます。保健福祉部から、令和8年度短期集中通所型サービスの改善についてご説明いたします。

説明に先立ちまして、本年7月に実施いたしました介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス利用対象者の見直しに関しましては、市民の皆様、ケアマネジャーを含む事業者の皆様、議員の皆様のご理解とご協力の下、おかげさまをもちまして現在のところ順調に事業が進行しているところでございますのでご報告いたします。

このたび、同じ介護予防・日常生活支援総合事業サービスの一つであります短期集中通所型サービスについて、令和8年4月より内容の改善を図りたいと考えており、本日は新しい短期集中通所型サービスについて説明いたします。

それでは、担当課長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 高齢福祉課望月です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは説明をさせていただきますが、一部資料に誤りがありましたことから差し替え版を準備しております。差し替え版のほうをご覧くださいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元の資料に沿って進めさせていただきます。本日説明いたします短期集中通所型サービスは、介護予防を目的に介護保険法において市が実施することとされている介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの一つです。介護予防・日常生活支援総合事業は、全国一律の介護予防ではなく、市町村が地域の実情に応じた多様なサービスや活動を生み出し、高齢者の自立した生活を支えることを目的として平成27年より開始されました。

国の調査によれば、開始から10年が経過した現在、地域差はあるものの、全国的に総合事業の進捗が十分ではないとの分析がされました。このことから国は、令和6年8月に事業に関する要綱改正を行い、各市町村に向けては、早急に総合事業の実態把握と調整を行い、充実化に向け取り組む必要があると方向性を示しました。このことを受けまして、本市におきましても介護予防を推進するため、必要な方に必要なサービスをより効果的に利用いただくことで自立を支援し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう総合事業の見直しを開始いたしました。

まず、7月に、従前のデイサービスである健康向上通所型サービスの利用対象者の見直しを実施したところですが、冒頭に部長からも申し上げましたが、皆様のご理解とご協力により順調に事業が進行しております。このたび、同じ通所型の中の短期集中通所型サービスについて、令和8年4月より内容の改善を実施するに当たり、本日説明をさせていただきます。

それでは1ページ、事業概要と位置づけをご覧ください。右側が、総合事業全体の体系図でございます。総合事業は、体系図のように、大きく分けて介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つに分類され、さらに図のように細分化されております。その中の赤枠で囲った部分が、該当の短期集中通所型サービスとなります。

総合事業のサービスは各市町村の実情に合わせ実施することが可能ですが、ひたちなか市では、事業開始当初より、体系図にあるように複数のサービスを実施しております。市町村によっては、従前の訪問介護や通所介護のみの実施にとどまっている自治体もございます。短期集中通所型サービスは、要介護となる前の方を対象に、生活機能を改善するための運動機能の向上や栄養改善プログラムを、3か月から6か月の短期で行うもので、平成27年から現在まで継続して実施しています。実施する内容については、状況に応じて変更や改善をしていますが、大幅なプログラムの変更はせず現在まで実施してまいりました。

2ページをご覧ください。サービスの利用者と要介護認定者数の推移を表したグラフとなります。折れ線グラフが要介護認定者と要支援認定者を表しています。棒グラフが通所型サービスの利用者です。棒グラフの黄色の帯が今回該当の短期集中通所型サービスになります。コロ

ナ禍以前の利用者は、月の平均利用延べ人数が75人ほどで推移していましたが、コロナ禍以降は減少傾向となり、令和6年度には月の平均延べ人数が32人となっています。対しまして、要介護・要支援認定者数は増加しています。認定者数の増加に対しサービス利用者が減少していることは、サービスが効果的に活用されていないことを示唆しています。このことから、短期集中通所型サービスについて、内容を改善する必要があるのではないかと考えました。

そこで今回改善に向け取り組むこととしましたのが、リエイブルメントの考え方を取り入れた面談を中心としたサービスの実施です。

3ページをご覧ください。リエイブルメントとは、再びできるようになるという意味でございます。もとよりこの短期集中通所型サービスは、要支援者、いわゆるフレイルの状態となった方々に対し、3か月間集中的に運動を中心とした機能訓練を行い、フレイルから元の状態へ引き戻すことを目指したサービスではありましたが、よりリエイブルメントを意識した内容で行うことといたしました。

では、リエイブルメントの考え方を取り入れたサービスについて説明をまいります。まず目的です。加齢や病気、けがなどで日常生活がしづらくなった高齢者が、再び元気な自分を取り戻すことを目的とします。自己管理能力、セルフマネジメント力を高め、短期集中通所型サービスの卒業後は、総合事業や介護保険の給付サービスを必要とせず、地域のサロンや趣味活動などを通じて自立して生活できる状態を目指します。

次に、手法です。①リハビリ専門職による事前の訪問アセスメントを実施します。②サービス中は、体操は行わず本人のやる気を高めるための面談を中心に行います。③サービス卒業後の地域とのつながりをコーディネートします。

そして期待できる効果です。①面談により利用者のできる力を引き出し、自立性と自己効力感を高めます。②介護への長期的な依存を防ぎ、生活の質の向上と社会参加を促進します。ここでいう生活の質とは、単に心身の状態だけでなく、家族も含んだ人間関係、満足度、やりがいなど人生全体の幸福度や充実度を指します。また、社会参加の促進は、本人にとってプラスとなるだけでなく、地域社会全体の活性化にもつながるものと考えます。

続きまして、4ページをご覧ください。サービスの新旧比較となります。これまでのサービスとの違いを大まかなイメージとして図に表しますと、このようになります。これまでの短期集中通所型サービスは②の部分のみでしたが、今後は下段の②の訪問アセスメントから④の地域とのつながりまでの3つのステップを、短期集中通所型サービスとして一体的に実施いたします。

サービスの具体的な実施の方法や流れについては、後ほど担当係長より説明をさせていただきます。

続きまして、5ページをご覧ください。事業全体の新旧比較となります。左側がこれまで、右側がこれからになります。現段階の計画案、予定でございます。変更点について説明をいたします。まず、実施方法ですが、委託から市の直営といたします。ひたちなか市は、総合事業開始当初から短期集中通所型サービスに取り組んでまいりました。リエイブルメントという言

葉こそ使っておりませんでした。開始当初から、フレイルから元の元気な状態に戻ることを目指した事業でございます。しかしながら、2ページの説明でも申し上げましたとおり、サービスが効果的に活用されない状況となっていました。その要因としましては、新型コロナによる事業の制限など外部的要因もございましたが、このサービスの目的がサービス実施に関わるもの全てに十分に浸透しなかったことが考えられます。また、実施主体である市の適切な関わりや事業の評価が不足していたことも反省すべき点であると認識しております。このような状況から、市としましては、リエイブルメントの考えを介護予防事業の共通の概念としてしっかりと軸に置き事業に取り組むことが必須であると考え、まずは市の直営で実施してみることといたしました。

次に実施場所ですが、カスミ笹野店となっておりますが、あくまでも予定でございます。

介護予防事業におきましても、地域資源を有効に活用することや、官民が一体となって様々な主体を巻き込み地域全体で取り組むことがより効果的であることから、市民の日常生活に近い場所であるスーパーマーケットなどでの実施を検討しています。候補としてスーパーマーケットを選んだ理由としましては、利用者にとっては身近な場所であること、サービス終了後に併せて買物もできることなどが利点として挙げられます。また、市としては、民間企業との連携の推進だけでなく、何より不特定多数の方が利用する場所で開催することで、フレイルの状態にあっても、これまで介護予防事業に接する機会のなかった方々に市の事業に対し興味を持っていただくことができるのではないかと考えたからです。来年度よりのサービスの本稼働に向けまして、12月からカスミ笹野店のご協力の下、店舗内のクッキングスタジオとイートインコーナーの一角をお借りしてモデル事業を実施しているところです。

実施内容については、さきの説明のとおり面談を中心としたサービスとなります。

対象者についてはこれまでと同じでございますが、事業対象定員については、これまでの24名から8名となります。3か月を1クールとし、年間4クール実施いたしますので、年間では32名ということになります。市の直営とすること、また、利用者一人一人にじっくりと向き合い、確実に成果につながる事業とするため、8名から開始したいと考えております。

実施期間は3か月です。また、これまで週2回でしたが、新サービスでは週1回となります。こちらも回数が減ることによりましてサービスが減退するのではないかと印象を持たれるかもしれませんが、リエイブルメント型サービスにおいては、週1回の面談が、より本人の自立とやる気を引き出すと考えられていることから週1回となっております。

今回私たちが取り組みますリエイブルメントの考えを取り入れたサービスでございますが、海外においては、デンマークをはじめイギリス、オーストラリアなどの各国では基本的なサービスとして位置づけられ、サービスを受けた人の70%以上がその後の継続的支援を必要としなくなったなど報告がされています。また、国内においても多数の自治体が取組を開始しており、高い効果があったことが報告されています。県内では、水戸市が令和6年度から市の直営により実施しており、令和6年度の実績として、サービス利用者の8割以上に効果があったと、その成果について公表しておりますことを参考までに申し添えさせていただきます。

では、サービスの具体的な内容と流れについて、担当より説明をいたします。6ページへお進みください。

○加藤委員長 野澤高齢福祉課係長。

○野澤高齢福祉課係長 サービスの具体的な流れについてご説明させていただきます。

資料の6ページをご覧ください。まず、このサービスの対象となるのは、生活動作に不便さや不安を感じるようになった高齢者やそのご家族で、市役所の高齢福祉課や介護保険課、または地域包括支援センターにご相談にお越しになります。そのため、最初に関わるのは市役所の窓口職員か、地域包括支援センターの職員となります。その際に、相談に来られた対象の生活での困りごとや不安を中心に聞き取りを行い、短期サービスの利用により状態の改善が見込まれる方に対し、サービスの利用をご案内、そしてお住まいの地域の地域包括支援センターに介護予防のケアマネジメントを依頼します。その段階で、お一人で移動や食事、排泄ができないという場合は介護申請が必要となりますので、速やかに介護保険の申請を促します。

次に、リハビリ専門職と担当ケアマネと市の職員とで対象のご自宅に伺い、訪問アセスメントを行います。この部分がこのサービスの特徴的な部分かと思えます。事前訪問アセスメントには、ケアマネによるアセスメントに加え、リハビリ専門職の視点を加え、生活機能に支障を来している背景因子を把握します。また、同時に医療職でもあるため、疾患の予後予測も加味した上で、生活の困りごとを解決するための自宅のできる運動や解決方法、また目標を提案します。事前訪問を実施した上で、③のサービスが開始となります。

このサービスは面談中心ということは先ほどもご説明させていただきました。面談では、ご自宅での過ごし方や活動の様子を伺います。そして目標に沿って運動や活動ができていない場合は、内容を見直したり、励ましたり、また逆に、できた部分はポジティブにフィードバックして定着を促します。サービスの時間以外の6日と22時間をいかに大切に過ごすかということをご本人に意識づけできるよう関わります。サービス利用の間に地域の資源、例えば体操教室やサロンなど地域にある資源の情報を提供し、また、趣味活動を通して生きがいをもって生き生きと生活が維持できるよう支援いたします。具体的なサービスの流れは以上となります。

補足で、ちょっと2点加えさせていただきます。1つ目は担当の所管なんですけれども、現在モデル事業に参加してくださっている4名の方の事前訪問アセスメントに同行しましたが、やはり個人のお宅を訪問しますと、その方の生活実態や環境の背景が理解できますし、その方の暮らしぶりから、より具体的で実現可能な生活動作の工夫や改善のための運動の提案、そして今後の目標設定など、大変有意義な訪問であるということを実感しました。

それから、2つ目なんですけれども、このサービスの名称について、市民の方にイメージしやすく浸透していくことを狙い、名前を「とりもどし塾」といたしました。元の生活を取り戻し、元気な高齢者が増えていくことを期待しております。

以上です。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 最後に、市としましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らし

い生活を続けられることを目指すことはもちろんのことですが、経験豊かな高齢者が、支えられる側であるだけでなく、ますます元気で活躍できるよう介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安（の）委員 ご説明ありがとうございます。今、カスミ笹野店でしょうか。現在モデル事業を実施中ということなんですが、手応えなど教えていただけますか。

○加藤委員長 野澤高齢福祉課係長。

○野澤高齢福祉課係長 モデル事業を開始してまだ2回なんです。2週目で、今週の木曜日が3回目になるんですけども、実は1回目の事前訪問アセスメントだけでもかなりお家での生活の様子が変わったということで、2回目にお会いしたときには、生活を工夫して、膝の痛みがあった方が、動き出しにしっかりコンディショニングをすることによって動けるようになったりとか、活動的になったということで、非常に教室に来ることを楽しみにしてくださる方が多くて、元気になっていただけるんじゃないかというふうに感じております。

○加藤委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 同じところなんですけど、定員数が24名から8名ということで、かなり事業を縮小しているような形では感じるんですけど、ただ、コロナ禍から状況を踏まえた上だと思んですけど、今の話を聞いて、これからもう少し、改善された方がまた行きたいと、間違いなく定員8名って、ちょっと少な過ぎるんじゃないかなと今の話を聞いた段階で思うんですけど、定員というのはいくつか幅を持たせて、ちょっと縮小し過ぎかなと、安全にいきすぎかなと思うところがあるんですけど、この辺ちょっと、定員以上に応募が来てしまったときに、そのときどういう対応をしていくのか教えてください。

○加藤委員長 望月高齢福祉課係長。

○望月高齢福祉課係長 ありがとうございます。そうですね、定員8名というのと、とても少ないんじゃないかというふうには受け取れるかと思いますが、最初8名でスタートします。ただ、今回直営ということですので、状況に応じては徐々に人数を増やしていくことも可能かと思っています。また令和9年度につきましては、もう1か所会場を増やして、倍ぐらいの人数が受け入れられるような体制を整えたいというふうには考えております。

○加藤委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。直営ということもあると思うので、ぜひ臨機応変な対応を考えていただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鶴澤委員。

○鶴澤委員 このサービス自体の趣旨は非常に賛成するんですけども、実際のサービスの内容として、面談が中心ということですね。ちょっとイメージができないんですけど、週1回そちらに出向いて、自分の生活の内容とかを相談して、それでどうしたらいいのかということの

語り合いみたいな感じということでしょうか。それで、その後地域とのつながりをコーディネートするというので、自分の今住んでいらっしゃるそれぞれの地域でのいろんな活動にご紹介するとかという話ですよね。となると、かなり地域差があるかなと思うんですけど、そこら辺についてはどう考えていらっしゃるか教えてください。

○加藤委員長 野澤高齢福祉課係長。

○野澤高齢福祉課係長 ありがとうございます。まず面談なんですけども、利用する対象者には、セルフマネジメントシートというものを使って、毎日どういう行動を実施したかということを書いてきていただきます。そこで、できた、できないが出てくるので、できなかった理由は何だろうかとか、できたところはよくできたということで、そういったシートを使って、1週間、教室に通ってこない6日と22時間の時間を振り返っていくので、面談はそのシートを使ってお話を進めていきます。

それから、地域差については、委員おっしゃるとおり、やはりひたちなか市内全体を見回しますと差があることは否めないなと思っているんですけども、こういった活動を通じて、生活支援体制整備事業というのがあるんですけども、その生活支援コーディネーターの活動とも併せて、少しずつ地域のいろんな高齢者の集う場所なんかも開拓できるように働きかけていきたいなというふうに思っております。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 ありがとうございます。ぜひ、この人数が少ないんじゃないかというお話、先ほどありましたけども、非常に私、これは期待しているので、ぜひ積極的に進めていただきたいなと思うのと、あとは、地元で歩いていると、ひとり暮らしのお年寄りが非常に多くて、多分そういう人たちってやっぱり引き籠もりがちで、社会との接点がなかなかないような人たちがすごい多い感じがする。なので、せっかく市でこういう有効な手法を使ってサポートしていただけるというのでしたら、そういう人たちに声が本当に届くような形で努力していただければありがたいと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 先ほどの説明で、この事業について内容を改善するということは理解をいたしました。その中で、現状その32人の方が延べで使われているということですが、事業内容はかなり変わって、今まで体操、レク中心だったものが面談中心になるということです。そうはいいっても、32人、延べ32人の方、少数かもしれませんが、この事業を使っていた方がいらっしゃる。今、現時点、この体操、レクという事業項目がなくなってしまうわけですけども、それをやっぱり求めている人もいます。多様化するニーズに対応するという意味では、これをなくしてしまうのか、いや、代替えのものを考えているのか、その辺をちょっと教えてください。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 代替の事業ということですかね。現在ご利用の方ですが、この短期集中

通所型サービスは3か月で終了するというものですので、現在ご利用の方は基本的にはこの3月には皆さん終了となるような状況でございます。ひたちなか市は、通いの場として、これまで長い期間をかけて、市民が中心となった体操教室というものを、元気アップ体操ですとかシルバーリハビリ体操教室といったものをたくさん展開しておりますので、そちらのほうをご案内するというようなことになるかと思えます。また、一般の介護予防教室も展開しておりますので、そちらのほうもご利用いただくことが可能です。

また、給付のサービスとしては、先ほどの通所型の中に健康維持通所型サービスというものもありますので、専門的な関わりがちょっと必要かなというようなときには、そちらのほうのサービスもご案内するような形になります。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 分かりました。ぜひ代替のサービスを分かりやすく市民の皆さんに周知していただければと思いますが。

先ほどの説明の中でもう1点、現在の事業が効果的に実施できていなかった理由の一つに、事業内容が浸透していなかったということが説明されたと思えますけども、今後、この事業を市民の皆さんに浸透させるための何か考えというものがあればお伺いします。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 実はこれは大変反省すべき点であるんですが、短期集中通所型サービスが終了した後はサービスを卒業するということが最初からの目標、目的であったわけですが、時間の経過とともに、実施する側が卒業させるという目的からちょっと離れてきたというか、遠ざかっていったような部分がございます。ですので、短期集中を終わった方は、次のサービスを利用するか、また、間を置いてまた短期集中を利用するというような状況にあったことも事実でございますので、まずはこれを、実施する側がしっかりとリエイブルメントの考えを意識して、この3か月の間に集中的に取り組んで、サービスが必要ないような状態まで持っていくんだということを意識づけをする。その意識づけ、私たち行政側も含めてですね。その意識づけができた時点で、今度は参加される方にもそのことをより意識して伝えていくことを繰り返し実施していくことが一番かなというふうに思っております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今度の事業内容の改善、リエイブルの考え方を取り入れたサービスに切り替えるということでありまして、より効果的な事業になるように取り組んでいただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安（の）委員 ひとり暮らし、うちの義理の父はひとり暮らしになってしましまして、なかなか外に行くのが嫌だということがありました。そういうふうに考えると、ひとり暮らしの高齢者の方にはどのような周知を今後していくのか教えてください。

○加藤委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 高齢福祉課では、ひとり暮らし高齢者のお宅を民生委員の方のご協力の

下に訪問をしていただいております。年に一度、独居高齢者の方の調査も実施しているところですので、民生委員の方々のお力もお借りして、また地域包括支援センターのほうの訪問なども利用して、このサービスをご案内できたらなというふうには考えております。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。非常に高齢者が増えておりますので、そういったきめ細やかな情報提供をしていただけることを期待しております。お願いいたします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で令和8年度短期集中通所型サービスの改善についてを終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午後0時57分 再開

○加藤委員長 定刻前ではありますが、皆様おそろいですので委員会を再開します。

次に、学校部活動の地域移行・地域展開について説明を受けたいと思います。

配付資料のフォルダに戻っていただき、学校部活動の地域移行・地域展開についてをお開きください。

執行部から説明を願います。説明は着座のままで結構です。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 着座のまま失礼いたします。本日は説明のお時間をいただきましてありがとうございます。教育委員会から3点ご説明させていただきたいと思います。

まず、学校部活動の地域移行・地域展開についてです。

こちらにつきましては、さきの9月定例会におきまして、市議会に設置されました調査検討特別委員会からご報告がなされたところではありますが、本日は現時点での国の動きや活動環境の方向性、今後導入予定の認定制度についてのほか、現在の進捗状況などについてご説明させていただきたいと思います。この後、資料に基づきまして担当課長よりご説明いたしますのでどうぞよろしく願いいたします。

○加藤委員長 田村教育委員会事務局参事兼指導課長。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 それでは資料のほうに基づきまして説明のほうをさせていただきます。資料のほうをご覧ください。ご説明する内容は、国の動向、目指す地域クラブ活動の姿、活動環境整備の方向性、そして今後のスケジュール等になってございます。

1ページをご覧ください。こちらは、国で行われました地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめでございます。改革の理念等、次期改革期間、休日平日の部活動の方向性、費用負担等について話し合われて示されました。改革期間につきましては、令和8年度から新たに改革実行期間と位置づけて、部活動の地域展開等の全国実施を加

速させていきたいという考えでございます。また、下段の各論において、現時点での8つの課題を示してあり、それらについての具体的な対策等が掲示されました。本市といたしましても、この国から示されましたこれらのガイドライン等を基に地域クラブ活動の地域展開を進めているところでございます。

2ページ目をご覧ください。目指す地域クラブ活動の姿といたしまして、今まで部活動は主に学校単位で行ってまいりましたが、今回、地域クラブとしては、学校や学区を超えて活動したいことを子どもたちが選択できる活動環境を整備していきたいと考えておるところです。本市としては、学校部活動に設置のある種目、学校部活動に設置のない種目など、子どもたちのニーズに合わせて様々な活動が必要であるというふうに考えております。また、気軽に楽しめる活動から競技性の高い活動など、子どもたちの志向に合った活動を選べる環境の整備を目指していきたいというふうに考えておるところです。

3ページ目をご覧ください。地域クラブ活動と学校部活動の違いを表にして表してあります。大きな違いは運営主体が変わるところです。地域クラブ活動は、地域の様々な団体が運営主体となり得るところが学校部活動とは大きく変わってきます。指導者につきましても、学校の先生を含めた地域の方々、様々な方々が指導に当たれるところが地域クラブ活動のメリットであると考えております。参加者につきましても、学区の生徒だけではなく、市内全域の生徒が活動への参加対象になることなど、新たな人間関係の形成にもつながるものと考えております。

活動場所につきましては、学校部活動が縮小していくことから、休日の学校施設を中心に整備することを想定しております。

また、費用負担につきましては、現段階では受益者負担であると考えておりますが、この後、5ページ目のほうでも触れさせていただきます。

保険につきましては、学校の保険とは別に保険に入っていく必要があると考えております。

4ページをご覧ください。地域クラブ活動として活動するところまでの大きな流れを示してあります。多様な運営主体が行う地域クラブ活動につきましては、登録という形を取らせていただければと考えております。こちらもスポーツ省の協力者会議において地域クラブの認定制度について話し合われました。地域のクラブ活動を行う団体に登録をしていただいて、その団体の活動内容を我々も把握し、活動を行っていく形になります。登録いただいた団体につきましては、市の公式ホームページ上で活動を紹介させていただいたり、活動団体の希望により中学校施設を中心に活動場所を調整させていただいたりしていければというふうに考えております。

5ページ目をご覧ください。活動環境整備の方向性についてご説明いたします。(1)活動団体につきましては、地域の幅広い団体が運営主体であると考えております。表にある、①と②にありますとおり、スポーツ少年団など既存の活動団体や少年団以外の社会人等が運営するクラブの中に中学生を受け入れていただけるよう働きかけのほうを行っておるところです。まずは、現在市内の中学校で土日に活動している13の種目の部活動について、1つ以上の地域

クラブ活動を展開できるように準備を進めております。また、これらの団体が生徒にとって安心・安全な活動環境を確保していることを確認するため、地域クラブ認定制度の導入を考えております。

(2) 運営につきましては、各団体が自主運営の形で行っていただくこととなります。例えば活動の趣旨、指導の報酬、運営の費用、受益者負担額、保険加入等について、各団体の責任の下行っていただくよう調整を進めております。

中学生の活動量の適正化を図ることも部活動の地域展開の一つの目的となっておりますので、市部活動の活動方針で示されている活動時間、活動日数等を遵守していただけるよう話のほうをしております。

(3) 活動場所につきましては、各団体の現在の活動拠点が基本になるかと思いますが、ご希望により中学校のグラウンドや体育館等を開放する形での対応を考えております。現在行われている学校体育施設開放事業を参考に整備を進めてまいりたいと考えております。

(4) 指導者につきましては、活動団体の指導者が中心にと考えております。しかし、必要に応じて県人材バンクの活用や兼職兼業の教員の募集等を行いながら、団体の希望によって市で調整が必要になってくると考えております。

(5) 設備等につきましては、ゴールやネット等、中学校に備え付けられているものが使える場合はそのまま使用できるよう調整してまいります。しかし、バットやボール等の用具類は各団体で準備、管理していただくことを基本と考えております。

また、文化的な活動で使用する運搬困難な楽器などは、活動場所に保管できるよう調整を考えております。

(6) 活動費用につきましては、受益者負担を基本としております。ではありますが、国から一定の受益者負担の水準を示すとの話も出ているところから、その金額のほうを考慮しながら、今後検討を考えておるところです。また、生活困窮世帯への支援につきましては、就学援助制度に準じた対応を検討しております。

(7) 周知、広報といたしましては、現在、活動団体一覧を作成し、市公式ホームページ上で周知させていただいております。生徒、保護者に対しましては、学校から連絡アプリ等を活用し直接周知しております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。地域クラブ活動の認定制度、認定の要件(案)についてご説明いたします。1点目といたしましては、市内の中学校に在籍している生徒、市内に在住している生徒を広く受け入れることとしております。ただし、競技力の強化であるとか、勝利至上主義の観点から生徒を集めないことと示させていただいております。2点目としましては、市の部活動の活動方針に沿った活動であること。3点目といたしましては、活動費用について示してあります。参加者から運営に必要な会費等について、可能な限り低廉な会費等、参加費等を設定されていることとしています。4点目としましては、適切な指導、実施体制となっていること。これは、指導者による暴言や暴力、様々なハラスメント行為等がないようにするためのもので、誓約書の提出であるとか、研修受講について記載し、指導者の質の保障を

していくものがございます。5点目としましては、適切な安全確保がなされていること。これは、生徒の発達段階に応じた活動となっているのか、施設等における事故防止を徹底しているのか、事故が発生した際の対応が明確になっているのかなどを求めていくものとなっております。6点目としましては、適切な運営体制が整えられていること。規約の整備であるとか、公正な会計処理等についての要件を記載してございます。今後、認定制度については、国から示されたものとまた照らし合わせながら本市の方針を確定してまいりたいと思っております。

続きまして、スケジュールについてお話をさせていただきたいと思っておりますので、別添の資料のほうをご覧ください。こちらのスケジュールのほうにつきましては、今年度の8月から来年度の6月までのものを示させていただいております。現在のところ、このスケジュールにあるとおり進められているものと考えております。記載にあるスケジュールは、上部から学校部活動について、地域のクラブ活動について、地域クラブ認定制度について、関係団体への働きかけについて、広報について、保護者・生徒への直接的なアプローチについて、そして最後に学校への説明等についてというところで分類して記載してございます。

まずは、上段の学校部活動と地域クラブ活動のところですが、休日の部活動について、令和8年1月から3月を地域クラブ活動の試行期間として位置づけ、隔週でプレ活動を実施していく予定です。それに伴いまして、学校のほうにつきましては、休日隔週で活動なし、そしてその期間を試行期間というふうに明記してあります。活動中の課題について、こちらのほうで精査、解消しつつ、4月からの休日の本格実施へとつなげていきたいと考えておるところです。

続いて、地域クラブ活動の認定制度についてですが、こちらのほうはガイドラインでお示しをし、関係団体等に募集の説明会を実施した上で、1月までに団体募集をしていきます。申請のあった団体について、その後審査し、認定のほうをしていく予定でございます。

この募集についても順次継続していく予定です。

続いて、少年団をはじめとする地域活動団体への働きかけですが、現状としては3段階、3パターンで対応しており、それぞれに働きかけを示しております。既に先行実施している団体、試行期間から活動する団体、そして令和8年4月からスタート予定の団体というところで記載のほうをしてございます。いずれの団体も共通なのは、4月からのスタートに向けた申請並びに審査、認定の部分でございます。また、これらとは別に、選択肢を広げるために、部活動に設置のない多様な活動団体を含めた団体の発掘のほうも行っていく予定としてあります。

次に、広報ですが、こちらは市公式ホームページであるとか地域への説明会、保護者・生徒への連絡アプリを活用したダイレクトメールでのお知らせ、また、新入生保護者説明会等においてご案内のほうをしているところがございます。

次の生徒・保護者への案内ですが、現在、試行期間の実施団体の案内と試行期間の申込みのほうが始まっておるところです。この後、令和8年2月に、対象のほうを小学校6年生、中学校1、2年生として、令和8年4月からの活動についての案内と受付のほうをしていく予定でございます。

最後に、学校への説明等ですが、今、試行期間についてということと職員の兼職兼業についてのガイドラインを周知しており、ただいまは教職員の兼職兼業の調査を実施しているところでございます。本日現在ですと、兼職兼業については69名の職員が協力的な回答をしております。

この地域クラブ活動の試行期間についてですけれども、資料のほう、次のページに行ってください。9月16日現在というところにおいて、ここの表に掲げてありますクラブ活動のほうに試行期間に活動を実施するということとなります。中学校に設置のある部活動、土日活動している13種目のうち11種目については、少なくとも1つの団体がプレ活動を行う予定となっております。現在は、こちらの31団体が試行期間に活動を行う予定となっております。また、こちらにない、陸上と体操の運営団体が掲載されていないところなんですけれども、体操については実施の方向で調整ができ、今後こちらのほうに記載をする予定です。陸上については、引き続き調整のほうを図っているところでございます。今後も準備が整い次第、運営団体の情報のほうを随時更新し、市公式ホームページのほうで案内をしていく予定でございます。

資料のほうの次からの2ページにつきましては、これまでホームページ等で掲載してあるチラシについてでございますので、参考までに見ていただければと思います。

私からの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。鵜澤委員。

○鵜澤委員 活動のためのいろんな団体、活動団体認定制度ということなんですけれども、認定というのはどちらでやられますか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 現在、ひたちなか市学校部活動地域連携・地域移行推進協議会のほうを設置して、その中で各団体等のことであるとか、体制整備について話合いを行っております。その事務局であります教育委員会指導課が今事務局をやっておりますけれども、教育委員会事務局のほうで、その認定については協議する必要があるというふうに認識しております。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 その認定の際に、例えばいろんな活動の内容があると思うんですけど、その活動の内容について、これはいい、これは悪いという何か基準みたいなのはあるんですか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 資料の6ページのほうにもございますが、認定の要件というものを定めながら判断をしていきたいというふうに考えております。そちらの(1)から(6)までがあるかと思うんですけども、主に(2)のところ、まずその基準となる時間、活動日については、市の部活動の活動方針がございまして。例えば、平日の5日のうちの少なくとも1日はお休みにしてくださいであるとか、休日、土曜日・日曜日ありますが、どちらも活動ではなく、どちらか1日というようなルールが設けられております。また、平日の活動は2時間、休日の活動は3時間というようなルールが設けられておりますので、その団体の活動計画の提出を求

めていきますので、活動時間が適正かどうかというところが一つの判断基準になるかと思いません。

また、運営体制というところでは、代表者であったりだとか会計の方をきちんと定めていたきながら、その体制がきちんと整っているかどうかというところは見定めていきたいというふうを考えておるところです。

以上です。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 私がお聞きしたかったのは、運営とか活動時間とか休養日とかじゃなくて、内容ですね、活動内容について、例えば私とかがかかって部活動をやったときには、ある程度種目というのは限られていたんですけど、今はeスポーツとかあるじゃないですか。私とかの感覚からすると、eスポーツというのは遊びとどこが違うんだという感覚もあるわけですよ。なので、そこら辺の線引きが、どういうふうな形、どこまでが部活動として認められるのかという線引きというのはあるんでしょうか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 委員ご指摘のとおり、認定地域クラブにふさわしい活動だけではなく、市内のほうで活動している、例えばお料理教室であるとか、そういうライトな活動なんかもあるかと思えます。そちらのほうを認定していくかどうかというところは、今後国のほうからもガイドラインが示されることになっておりますので、その方針を基に、どのような活動が認定するにふさわしい活動なのかというところは見極めながら整備のほうを進めていきたいなと考えているところでございます。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 あともう一つ聞きたいのは、やはり活動団体、市内にいろんなところができると思うんですけども、やっぱり地域差というのが出てくるのはどうしようもないと思うんですよ。今までの部活動だとやっぱり学校単位ということで、ふだん自分たちが通っている学校が活動拠点だったから、そこで一生懸命やるというのは分かったんだけど、市内全域ということになるとかなりムラができてしまうと思うんですけど、そこら辺はどう考えますか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 確かに地域格差というものは一部出てきてしまうのかなというふうには考えております。今対応として検討しておるのが、その活動をする運営団体の方たちに、学校施設を週によって移動していただくような方策が取れないかというところで、実際に今、ソフトテニスの運営団体のほうに、市内数か所で活動のほうを週ごとに実施してもらっているようなところがありますので、それを元にしながら、それをモデルケースとして、活動にも横展開できるように調整のほうを図っていければというふうに考えております。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 同じような内容で地域格差を解消するという意味では、市外をまたぐみたいなの認定とか参加というのは考えていないんでしょうか。例えば、ひたちなか市でも那珂市に近

いほうにお住まいの方は那珂市の団体と連携して、那珂市のほうが近いとかという場合もあると思うんですね。そこら辺は想定していないのでしょうか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 今現在、地域クラブ活動のほうで活動しているお子さんたちの中にも、ひたちなか市在住の方が市外の市町村で地域クラブ活動を行っている実態もございます。また、逆に市外のお子さんたちが市内の地域クラブのほうに入って活動しているお子さんもいらっしゃいますので、そのところは柔軟に対応できるかなというふうに考えております。

○加藤委員長 よろしいですか。

大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 丁寧なご説明ありがとうございました。ちょっとお聞きしたいんですけど、まず私が思うのが、認定される団体側の目線として、認定されることによるメリットがどういったことがあるのかなというところで、例えば私が顧問なんかを務めているところだと、認定されていなくて活動しているんですけど、そこで認定されることでどんなメリットがあるのか分からないというところと、ほかのところ、別な角度で考えると、市内の中学生が部活動で全国大会に行くと市のほうからお金が出るというお話だと思うんですね。これが勝田中学校だとお金が出ないとか。あくまで市の中学生しか出ないということなので。今後認定したところに関しては出るとか、そういった、どういった形の認定される側のメリットとしてあれば教えていただきたい。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 認定地域クラブになったときの、今現在のメリットといたしましては、その運営する団体の希望によって学校施設を優先的に使用ができるというところが、一つメリットにはなるかなというふうに考えております。もう1点といたしましては、運営団体によっては、自分たちの活動を広く市内に周知するのがなかなかできていないという課題を持っている団体さんもございますので、そういう意味では認定される地域クラブについては、市のホームページ等を使いながら活動の情報を掲載させていただいたり、Home & Schoolアプリ、個人連絡アプリを用いて、直接保護者、生徒のほうに活動の紹介ができるかなというふうに考えておるところでございます。なので、今のところ認定された地域クラブに具体的にメリットがあるところについては、活動場所の調整ができるというところと、活動の内容について周知が図られるというところが2点あるかなというふうに思いますが、今現在、スポーツ庁と文化庁のほうで、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議というところで話し合いのほうが行われておまして、その認定された地域クラブにどのような支援をしていくのかというところも議題に上がっているところでもありますので、国のほうから今後、認定地域クラブに認定された場合のメリット等についても一定の方針が出るかなというふうに考えております。それをもちまして、本市としましてもどのような支援をしていくかというところを検討させていただければということを考えております。

○加藤委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。ほとんどのクラブチームのところは、営利目的というよりも、あくまで子どもたちの、青少年育成のためにやられているところが多いので、一番大きいのはお金の面だと思うんですね。指導者とか、あとは野球だとグローブとかバットとか、防球ネットもそうですけど、そういった施設運営のお金のメリットが一番望んでいるところであるのかなというところであるので、もし国のほうにお話しできる機会がありましたら、指導者に対する、微々たるものでもいいので対価、基本的にこの対価がない団体がほとんどなので、学校の先生は半日で300円とかもらっているかもしれないですけど、ほかの教えているところは対価がほぼない中でやっているの、ぜひ対価のところをちょっと考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

続いての質問なんですけど、国の動向のところ、ちょっと各論のところ、4番の活動場所への移動手段の確保ってあるんですけど、この移動手段の確保というのは、先ほどもお話しあったとおり、ひたちなか市の外に出ってしまう方もいらっしゃいますし、今、多分初期段階で風呂敷を大きく広げている部分があると思うんですね。これからどンドンできる、できない、精査して、あとは国の動向を見ながら新しいものを取り入れたりとか等あると思うんですけど、この移動手段に関しては、ひたちなか市はそんな広いところじゃないですけど、阿字ヶ浦から津田と、湊から佐和まで移動したらかなりの距離があるものですし、ほかでは笠間のほうでも、この部活動に認定しているもので入っているところもあるので、ちょっとあまり風呂敷、広げるのは大事ですけど、現実的には難しいのかなというところがあって、この辺ちょっと、移動手段をどれくらい本気で考えているのかお聞かせいただきたいというか、教えていただきたいです。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 現在のところ、ひたちなか市といたしましては、この地域クラブ活動への移動につきましては、保護者責任の下、現地集合、現地解散というところを基本というふうに考えております。ただ、先ほど申したとおり、国のほうでも、こういうガイドラインのほうに方針のほうが載せられる可能性がありますので、その情報を基にしながら本市としてどのような支援が、できるか、できないかということも含めて再度検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○加藤委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。荷物が多いものとかもあると思うので、具体的な対応策を考えていくということだと思いますので、ぜひ前向きに、無理せずこの辺は考えていただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 3ページのところの費用負担についてです。月会費と受益者負担というところな

んですけども、5ページを見ると、(2)の運営のところでは受益者負担というのが出てきて、(6)の活動費用のところでは受益者負担ということが出てくるわけですけども、この受益者負担、費用の範囲というか対象、どのように使うかを考えているのかお聞きします。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 この5ページの資料にありますとおり、運営のほうにつきましては、各地域の運営団体のほうが行うことになっております。運営団体のほうが費用等、活動費のほうの設定を行っておるんですけども、大体、今確認、お金を取っている地域クラブのほうに確認しますと、指導者への謝金であるとか、あとは交通費が主なものになっております。残ったお金につきましては、活動をするために必要な用具等の費用に充てているというところで、大体この指導者への謝金と交通費と用具の準備のところでは活動費はほぼほぼ使われているというふうに把握しております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 5ページの活動費用のところでは、この受益者負担の水準については、国から示される金額の目安を考慮し検討するというところに、ここ書いてありますけども、この検討というのは何を検討していくのか、ちょっとお伺いします。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 国のほうの今、協力者会議で話し合われている内容につきましては、その受益者負担の割合がどれぐらいが水準なのかというところが、今、協力者会議の中では話されております。ただ、あくまでも水準になっておりますので、その運営する団体の種目であるとか活動の内容によっては、その水準を上回る活動費を徴収せざるを得ない場合もあるかと思えます。その水準から超えてしまった活動費を公的に補助できるかどうかというところを検討する必要があるかなというふうに考えております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 分かりました。そうしますと、従来より本市は、この地域部活動移行は受益者負担の中で賄っていくよということを言われているわけですけども、その中で、指導者報酬というのをどのように考えているのかお伺いします。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 指導者報酬につきましては、その活動費の中の一部というふうに捉えております。ですので、参加している生徒保護者から集めたお金の中で、指導者に対してその指導の対価をお支払いするものというふうに捉えております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 そうしますと、この費用負担、受益者負担の月会費というのは、多分クラブごとによって変わると思うんですけど、費用は。ですけど、指導者の報酬というのはあまり変わってはいけないと思うんですけど、その辺はどのように考えていますか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 今現在、各団体にヒアリングをしていく中で、国のほうの実証事業を

ひたちなか市も行わせていただきましたが、その費用が1時間当たり1,600円という単価のほうを基準にして活動を行いました。基本的には、その参考にはなるんですけども、その大体1時間当たり、国のほうとしてはこれぐらいの金額を基準として考えているというところは各団体のほうにお話をさせていただいているところでもあります。様子を見てみると、各団体ともその水準と同じぐらいか、その水準よりもちょっと下がるぐらいのお値段設定をしている様子がひたちなか市としては見受けられるかなというのが今の現状になっています。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 はい、分かりました。私、特別委員会のほうでも発言をさせていただいております。これ以上深いところは今日は質問いたしませんし、これからのことなので、ぜひ検討しながら、実際に実施しながらになってくるかもしれませんけども、やはり指導者報酬って、結構僕は大事だと思っていて、やっぱり人材を確保するという意味と責任感ある指導という意味では、ある程度の報酬もあった中で運営していかないと担保されないと思いますので、その辺はちょっと頭に入れながら実証検討、実施をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安 (の) 委員 こちらのほうで今実際に実施されている部活が、どちらかというとスポーツ系が多いかなと思うんですね。一番下にある、なぎなたなどは非常にひたちなか市ならではの感じでとても好感を持てるんですけども、これから文化系についてはどのようなスケジュールで行うのでしょうか。

○加藤委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 部活動にない設置の種目につきましては、今月、12月22日に説明会のほうを実施させていただきます。それに先立ちまして、11月中に市文化協会のほうに働きかけをさせていただきまして、説明会のご案内をさせていただいたところです。今現在、22日の説明会については約30名ほどの申込みがあるような状況です。ですので、その説明会を持ちながら、今まで子どもたちが経験したことのないような種目についてもこの一覧表の中に展開できれば、子どもたちも選択肢が広がるのかなというふうに考えておるところです。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安 (の) 委員 ありがとうございます。文化系もそうですし、あと先ほどeスポーツの話がありましたけれども、この間、産業祭のときには非常に好評で、大変たくさんの方々がeスポーツに関わっていたというところを見ますと、やはりそういったeスポーツなども一つ取り入れていただきたいなという思いもあります。新しいものをどんどん取り入れて、子どもたちのニーズ、あと志向に合ったというところで選択肢を増やしていただければと思います。お願いいたします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鶴澤委員。

○鶴澤委員 6ページの認定の要件の内容の確認なんですけど、一番最初にある参加を希望す

る人を広く受け入れて、ただし競技力強化、勝利至上主義の観点から生徒を集めないことって書いてあるのは、これはそういう規定を設けないということですよ。要は、同じ種目をやっている、例えば野球だったら野球でいいんですけど、要は結構スポーツって楽しんでやるという側面もあれば、やっぱりより上を目指して一生懸命頑張ってるようなタイプのクラブもあるじゃないですか。なので、そういうのもオーケーなんだけど、最初の受け入れる段階でそれを条件にしちゃいけないということですよ。はい、分かりました。

○加藤委員長 答弁はよろしいですか。

黒沢指導課指導主事。

○黒沢指導課指導主事 はい、そのとおりでございます。入り口のところで、子どもたちを、例えば選抜するためにセレクションを行ったりとか、そのような行為がないようにというところのために記載している内容になります。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で学校部活動の地域移行・地域展開についてを終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午後 1 時 3 9 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

○加藤委員長 委員会を再開します。

次に、教育研究所の移転について説明を受けたいと思います。

配付資料のフォルダに戻っていただき、教育研究所の移転についてをお開きください。

執行部から説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 教育研究所につきましては、教育相談やいちょう広場を含めた不登校児童生徒への支援と教職員の研修や研究の推進という事業を行っており、東石川小学校の旧校舎を利用し、昭和 6 0 年に開設いたしました。建物は築 6 5 年を経過していることから老朽化が進んでおり、移転に向けて、公共施設マネジメントに位置づけて、マネジメントを担当する資産経営課とともに移転先の検討を進めてまいりました。利用可能な複数の公共施設を比較検討した結果、ヘルスケアセンターを移転先とすることにつきまして、本日はご説明させていただきたいと思います。詳しくはこの後、担当課長よりご説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○加藤委員長 田村教育委員会事務局参事兼指導課長。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 それでは、私のほうより研究所移転についてご説明のほうをさせていただきます。

資料のほうをご覧ください。研究所につきましては、先ほど部長のほうから説明があったと

おり、建物の老朽化が進んでおり、早急な移転に向けて公共施設マネジメントに位置づけ、資産経営課とともに移転先の検討のほうを進めてまいりました。今回の移転に当たりまして、まずは教育研究所の機能のほうを整理させていただきました。機能のほうで、各事業のほうを効果的に実施するための見直しを行ったところでございます。

1番のひたちなか市教育研究所の事業概要のほうをご覧ください。研究所のほうには、大きく2つの機能がございます。1つは教育相談について、もう1つが研究推進についてというところでございます。その内容につきましては、そちらに記載のとおりでございますが、教育相談につきましては、①教育相談、こちらのほうは実際に電話相談、来所相談、メールでの相談、実際に訪問による相談等を行っておるところです。②教育支援センター、こちらがいちよう広場というところで、不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援のほうを行っておるところです。そして、③不登校対策支援員による支援というものを実践しておるところです。もう一つの研究推進につきましては、2つ、①教職員の資質向上に向けた研修等について、こちらは教職員の研修の実施と研究所にいるアドバイザーによる各種支援というところでございます。また、②今日的課題についての調査研究及び成果発信というところで、専門研究会のほうを設置して事業のほうを行っておるところでございます。これらのところの内容について今回見直しのほうをさせていただきつつ、この研究所の移転というところにつなげてまいっているところです。

教育相談につきましては、増加している不登校児童生徒へのより効果的な支援に向けて、現状の支援員であるとかサポーターの業務の見直しを実際に検討しているところでございます。研究推進のほうにおきましては、教職員研修の在り方そのものを整理させていただき、オンライン研修の効果的な活用であるとか、市教育研究会との共催の検討、また、参集型で研修を行う際には、学校の利用可能教室のほうを活用することにより研修のほうを実施すること。そして、その研修の人数が多い、たくさんいるときとか、秘匿性の高いような会議を行うときには、学校ではなく、他の公共施設を利用していくこと、こちらのほうでこの研究推進のほうは実施していくものとし、特にこの研修所としての施設を持たないということといたしました。それらのところから、移転先として必要な要件のほうをまとめさせていただいた上で移転先の選定のほうを実施したところでございます。

移転先の候補施設としましては、5つを資産経営課とともに視察し、評価してきたところでございます。候補地に挙がっておりました5つは、平磯コミセン、旧磯崎小学校、高場荘、こちらヘルスケアセンター、そして那珂湊健康相談センターの5つの施設でございます。これらの視察をする評価基準としましては、機能性、立地、アクセス、駐車場、施設の5つの視点を設け、特に利用する児童生徒、保護者の視点に立って、その利便性のほうを考慮しながら選定のほうをさせていただきました。その結果、現段階でヘルスケアセンターへの移転が望ましいというふうに結論づけたところでございます。

ヘルスケアセンターの主な選定理由といたしましては、そちらに記載させていただいておるところですけれども、立地や交通の利便性もさることながら、移転に際して大規模な修繕が必要

ないところであるとか、特にみんなの未来支援室との発達支援に係る連携の強化、こちらのほうが期待できるというところが大きなことだと考えております。今後の対応といたしましては、令和7年度中に、この移転に向けての説明のほうを関係自治会であるとか利用者に対して丁寧に行っていくながら、令和8年度当初予算のほうに移転する経費を計上しつつ、実際に令和8年度中の移転のほうをしていくというところで動いているところでございます。

説明のほうは以上になります。よろしく申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 移転をさせるということは分かったんですが、そして場所についても、他の機能との連携を取りやすい、あるいは位置的にもこの場所が有効だというようなところでの説明は分かったんですが、先ほど機能を見直した上で、研修所の機能を持たないというような機能を見直した上で移転するということだったと思いますけども、そういうことでよろしいですか。そのほかの機能、今現在行っている機能についてはそのまま引き継ぐというような形での移転ということで考えてよろしいですか。

○加藤委員長 國府田指導課長補佐兼教育研究所長。

○國府田指導課長補佐兼教育研究所長 今実施している事業のほうは、引き続き研修等会場等を変更したり、研修の回数等は見直しを図っているところでございますが、今行っている事業のほうを継続していく予定でございます。

○加藤委員長 よろしいですか。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で教育研究所の移転についてを終了します。

次に、ひたちなかふるさと検定について説明を受けたいと思います。

配付資料のフォルダに戻っていただき、ひたちなかふるさと検定についてをお開きください。

執行部から説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 ひたちなかふるさと検定についてご説明いたします。

子どもたちのシビックプライド醸成の観点から昨年度開始いたしましたキャリア探検ラリーに引き続きまして、本年度はひたちなかふるさと検定を実施いたします。ひたちなか市にまつわる問題を、子どもたちや企業、市民の皆さんから広く募集し、教育振興大会の午前中に実施する予定としております。詳しくは、この後担当課長よりご説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○加藤委員長 住谷青少年課長。

○住谷青少年課長 ひたちなかふるさと検定につきまして、私のほうから説明したいと思います。

資料につきましては、説明書きの資料と問題募集のチラシとなっております。

まず、説明書きの資料のほうです。1と2で、本事業の目的、位置づけ等を記載させていただいております。今、部長のほうからもありましたが、昨年、ひたちなか市は誕生30周年を迎えまして、様々な事業を通じましてシビックプライドの醸成を図ってまいりました。それらの流れをつなぎまして、3つの事業の展開をしてまいります。今ありましたように、既に昨年度から実施しておりますキャリア探検ラリー、そして現在、来年度からの実施に向けて整理しておりますふるさと体験プログラムと併せまして、今回開催の運びとなりましたふるさと検定大会、こちら3つの事業を通じまして、子どもたちのキャリア形成、シビックプライドをより高めることを目指しております。

大会につきましては、3にございますが、年明け2月4日（水曜日）、本年度の教育振興大会の開催日に合わせまして、その日の午前中に文化会館の小ホールにて開催いたします。市内小学校の代表18チームのトーナメント形式での対抗のひたちなか市にまつわる問題でのクイズ大会となります。

4の経過等にございますとおり、10月9日に実行委員会を立ち上げまして、現在、開催に向け問題の作成や大会を盛り上げるための協賛を募っている状況にございます。子どもたちのみならず地域や企業の皆さんなど多くの方々を巻き込みまして、関わっていただいた全ての方にひたちなか市の魅力を再発見していただけるような取組に育てていきたいと考えております。

別紙のチラシをご覧ください。現在問題の大募集中でございまして、委員の皆様におかれましても、ぜひふるって応募いただければと思っております。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。すばらしい内容だと思うので、これから間違いなく盛り上がっていくんだろうなと思うんですけど、一つ、私自身も会社のほうで協賛させていただいて、そのときにちょっと書いていたんですけど、問題を一般募集していると思うんですよ。その事実確認をしていかないと、多分同じ問題でも問題と答えが違ったりとか、人によって違ったりとかすると思うので、その事実確認をどのようにやっていくのか教えてください。

○加藤委員長 住谷青少年課長。

○住谷青少年課長 今、問題のほうは募集しているような状況で、確かにいろんな問題が出てきています。当然そのまま使えるような問題もなかったりするので、それらをもらった中で、教育委員会内で精査したりというところで、先生方のお力を借りながら、小学生の大会でありますので、小学生に、そういう判断で迷うような問題にはならないような形での整理をしようというふうに考えております。

○加藤委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。みんな楽しみにしているところなので、ぜひ頑張って盛り上げてください。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。ふるさと検定については、私も非常に、ふるさとだけにふるって応募しようかと思っているんですが。このふるさと検定大会については分かったんですが、あと活動にふるさと体験プログラムとキャリア探検ラリーというのがございます。そちらの説明もしていただけるとありがたいです。お願いします。

○加藤委員長 田村参事。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 それでは、ふるさと体験プログラムについてというところでお話しさせていただきたいと思います。こちらのほうは、学校内で学べないようなことを、実際に校外に出て体験することによって学んでもらいたいというところが趣旨となっております。その際に、実際に社会科のほうの補助教材のところ学んでいるような内容のほう、そういうところに実際に行きながら学びたいというようなところで、そちらのほうを、遠足であるとか学校行事のところに合わせながら、抱き合わせていければというふうには考えているところです。そういったところで、ふだん机上でしか学んでいないところを、外に出て学んでいていただきたい、体験してもらっていくことで学ぶというところが、このふるさと体験プログラムというところになってございます。今現在、こちらのほうのプログラム作成について動いているところでございますので、やっていきたいと思っております。

○加藤委員長 キャリアについてもお願いいたします。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 失礼しました。キャリア探検ラリーにつきましては、昨年度12月からスタートして、今年度はその規模を広げまして、夏休みの期間中に実践させていただいたところです。市内の様々な企業のところに協力を得まして、そちらのほうに子どもたちのほうが実際に出向いて行って職業のほうを体験していくというところでございます。今年度は52の事業者のほうに協力を得まして、600人を超える児童生徒のほうが体験してきたという内容になってございます。さらに規模のほうを、できるだけ多くのところの事業者の協力を得ながら、できるだけ、小学校4年生から中学校2年生までの体験の期間なんですけども、年に1回は様々なところで体験していただきたいというところで、こちらのほうは周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。非常に、子どもたちが体験をするとか、あとは何か検定もので問題を出し合いながら愛着を持つというところに非常にうれしいなと思っておりますので、たくさん問題が来ることを期待して、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鵜澤委員。

○鵜澤委員 この検定って選ぶ内容が全てだという気がするんですね。というのは、例えばこの募集のチラシの中に、この踏切はどこ地域でしょうかとか書いてある、これを知ってどうするのって思ったりするんですよ。それで、結局、上に書いてあるのは特色あるイベントや伝統、名所など、有名なもの、みんなにもっと知ってほしいという魅力、ひたちなかの魅力についてみんなで知って高めていこうという趣旨で、それが結局、自分たちの住んでいるひたち

なかというのはこんな魅力があるんだよって、知っているという趣旨で選んで、それでみんなが知ることによってシビックプライドが醸成されていくというのは分かるので、なので、そこを重視してぜひ選んでほしいなと思って、こういう踏切の話じゃなくて、例えば今現在こういういい問題がありますよとかというのってありますか、もう既に。

○加藤委員長 田村参事。

○田村教育委員会事務局参事兼指導課長 具体の問題については、申し訳ございません、今集めているところですので、ちょっとお答えすることはできないんですけども、委員ご指摘のとおり、目的としましてはひたちなか市の魅力をみんなで共有し合えるというところがございますので、そのような問題にさせていただきたいというふうには考えております。

そして、その問題作成のほうを、子どもたち、もしくは企業、地域の方々まで広げているのは、ひたちなかそのものをみんなで知って、みんなで盛り上げていこうというようなところ、そして子どもたちへの問題募集については、実は自分たちが住んでいる地区の問題と自分たちが住んでいない別地区の問題を1問ずつ作ろうということで、ほかの地区のことを調べて問題を作らせたいというような意図で、こちらのほうは子どもたちのほうに問題募集をかけているところなんです。そういったところでよりよいものを知っていただくとか、自分で調べて知るところです。そしてこちらのほうの例として掲げているところは、文章問題ではなくて、画像であるとか音声を使って、少し面白問題ではないですけども、その地区の人しか知らないようなとか、この例につきましては、本当にあってどうなのかなと思うところもあるかもしれませんが、こういったところで幅広くいろんな問題を募集しながらひたちなかのことを隅々まで知っていただきたいなというような、そんな思想でこちらのほうを書かせていただいているところですので、目的のほうはずれないように問題のほうは選定していきたいとは考えます。

以上です。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 ふるさと検定の内容については特段ないんですけども、これは何でふるさと検定という名前にしたかなんですよね。僕も見て、内容を見たときにちょっと違和感を覚えて、市民の人にも声をいただいたのでちょっと質問させていただきですけども、一般的にふるさと検定って、一般の市民というか、対象を絞らないで検定を受けて、その合格点で合格・不合格とか、あるところではS級、A級とかランクづけをしてという、みんなが検定を受けられるふるさと検定というのが一般的なんですよ。僕もネット見てみたら、いっぱい出てくるんですけども、大体そうですよ。なのに、ふるさと検定って名前をつけた。内容は、僕は内容についてはいいですよ。内容についてはいいですけども、小学5年生、6年生だけを対象にしたものに対してふるさと検定って、今もう一般的に知れ渡った中で、ちょっと何でこの名前にして始まったのかなというところを教えてください。

○加藤委員長 住谷青少年課長。

○住谷青少年課長 今、ちょっとご指摘を受けたところですけども、なかなかそこに、あまり

深くまだ実は、大会を今年まずはやってみようというところで始まった中で、ちょっと簡単に名前をつけてしまったようなところは正直ございます。というところですが、これが今年取りあえずこれで大会はやりますけども、おっしゃるとおり、皆さんで検定をして、そういった展開というの、問題の集まり状況とか今後の展開ではそういったものも視野に入りたいなというのはあるんですけども、そういった中で、名前についても同じように、やっていきながらどんどんブラッシュアップしていくようなイメージではいるところでございます。ちょっと申し訳ないです。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 はい、分かりました。市のホームページを見ても、ふるさと検定って出てきたら、多くの市民の人が、大体とは言わないけど、ちょっと違和感を持つんじゃないかなと僕も思いました。やっぱり名は体を表すということもありますし、それによって市民の人の参加意欲とかということも変わってくると思いますので、ちょっと今後ですね、検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上でひたちなかふるさと検定についてを終了いたします。

執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

初めに、3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、執行部から、ひたちなか市第4次総合計画前期基本計画について、各第1種常任委員会において説明したい旨の申し出がございました。つきましては、次回の案件は、総合計画前期基本計画について執行部から説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、次に日程についてですが、令和2年度に後期基本計画について説明を受けた際には2日に分けて調査を行いました。今回も2日に分けて調査を行うということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、2日に分けて行いたいと思います。

次に、開催日についてですが、候補日が7日間あります。令和8年1月14日(水曜日)、15日(木曜日)、16日(金曜日)、19日(月曜日)、26日(月曜日)、27日(火曜日)及び28日(水曜日)のうち2日間で調整したいと思います。ほかの常任委員会との調整や執行部の説明員、会場の都合もありますので、できるだけ多くの候補日を確保したいと思います。皆様のご都合はいかがでしょうか。

暫時休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時8分 再開

○加藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、候補日につきましては、1月14日（水曜日）、16日（金曜日）、19日（月曜日）、時間は午前10時からといたします。候補日の中から開催日を2日間決めていきたいと思いますが、ほかの常任委員会などとの調整もありますので、開催日につきましては正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

開催日が決まりましたら予定通知にてご連絡をいたします。よろしく願いいたします。

次に、行政調査、視察について協議したいと思います。例年、第1種常任委員会の行政調査の実施につきましては、3月定例会の委員会において協議を行い、実施することになった場合、5月に実施しているところです。しかしながら、3月からの調整となると視察先の選定や宿泊先、交通手段の手配などに十分な時間を確保することが難しく、また、希望日に他議会の視察など既に予定が入っている場合が多くあることから、来年度の行政調査の実施については、例年より前倒しで協議させていただきたいと思います。

まず、令和8年度の委員会の行政調査の実施についてはいかがいたしますか。実施するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定いたしました。

次に、行政調査の日程、案件などについて協議をしたいと思います。

初めに、日程について協議したいと思います。

暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時11分 再開

○加藤委員長 それでは、委員会を再開します。

日程につきましては、令和8年5月11日の月曜日から15日（金曜日）のうちの3日間で実施をしたいと思います。

次に、案件について協議をしたいと思います。

案件についてご意見がありましたらお願いいたします。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 正副一任でお願いします。

○加藤委員長 今、正副一任という意見がありましたが、正副一任ということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、正副委員長一任ということでさせていただきたいと思います。

案件を精査の上、先方と調整し、決定次第、予定通知にてご連絡をいたします。よろしくお願いたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、継続調査申出書(案)をお開きください。

事務局職員より説明をお願いします。石川係長。

○石川係長 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところがございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○加藤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会します。

午後2時13分 閉会